

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和3年8月18日（令和3年（行情）諮問第335号）

答申日：令和3年12月20日（令和3年度（行情）答申第430号）

事件名：予算委員会要求資料の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「予算委員会要求資料のうち、開示請求番号：2021-00040で特定された後に作成されたもの。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙に掲げる3文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年6月23日付け情報公開第00853号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

審査請求人は確認するすべを持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める。

（2）電磁的記録の特定を求める。

本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

処分庁は、令和3年5月24日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書の開示請求案件に対し、3件の文書を特定し、全て開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、令和3年7月3日付けで、「①特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める」、及び「②電磁的記録の特定を求める」旨の審査請求を行った。

2 本件対象文書について

本件請求文書に関し、主管課室に保存されていた文書は本件対象文書で

あり、これらは全て開示した。

3 審査請求人の主張について

審査請求人からの請求のうち、「①特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める」との主張については、本件審査請求を受け改めて対象文書に漏れがないか確認したところ、本件対象文書が該当する全ての文書であり、特定される文書に漏れがないことを確認した。

また、「②電磁的記録の特定を求める」との主張については、既に原決定において電磁的記録を特定済みである。

4 結論

上記に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが妥当と思料する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年8月18日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月16日 審議
- ④ 同年12月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる3文書である。

審査請求人は、文書の再特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書を特定した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定したことについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求時点において、令和3年の予算委員会に伴い、外務省に対して資料の提出を求めた衆参両議院の政党及び会派は、特定政党A及び特定政党Bであるが、同年の予算委員会に伴う政党等の要求資料に関し、処分庁は、同年3月8日及び同年4月16日に本件開示請求と同様の開示請求を受理し、これまでに併せて5文書を特定し、それぞれ開示決定をした。

イ 本件開示請求文言にいう「開示請求番号：2021-00040で特定された後に作成されたもの」とは、処分庁が令和3年4月16日に受理した開示請求（以下「別件開示請求」という。）で特定された文書を示していることから、本件開示請求は、同年の予算委員会要求資料のうち、別件開示請求受理日の翌日である同月17日以降に処分

庁が作成又は取得した文書を求めているものと解した。

ウ 別件開示請求受理日の翌日以降に処分庁が作成した予算委員会要求資料は、特定政党Aが要求した1文書及び特定政党Bが要求した2文書であったことから、当該文書の電磁的記録を含め、本件対象文書として特定した。

エ 本件審査請求を受け改めて執務室内の書庫、書架及びパソコン上のファイル等の探索を行ったものの、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 本件開示請求の対象となる期間に鑑みれば、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかったなどとする上記(1)の諮問庁の説明は、特段不自然、不合理とはいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、外務省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、外務省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 佐藤郁美, 委員 中川丈久

別紙

本件対象文書

- 文書 1 衆議院予算委員会要求資料（特定政党 B：第 3 回提出分）（外務省分）（令和 3 年 4 月）
- 文書 2 衆議院予算委員会要求資料（特定政党 B：第 3 回提出分）（各省庁共通分）（令和 3 年 4 月）
- 文書 3 衆議院予算委員会要求資料（特定政党 A：第 3 回提出分）（各省庁共通分）（令和 3 年 4 月）